

建物の耐震化についてご相談ください!

今後首都圏でも、マグニチュード7クラスの直下型地震が発生すると言われています。区では、昨年度から「耐震化相談窓口」を開設し、建築の専門家と区の職員が建物の耐震化に関する相談を受けてきました。

4月からは本庁舎から日本橋・月島特別出張所に変更し開催します。お気軽にご利用ください。

窓口開設時間・場所

- ・第1土曜日
午後1時～4時
- ・第3土曜日
午後1時～4時
- ・月島特別出張所1階会議室
- ・日本橋特別出張所1階会議室

●祝日、年末年始を除きます。
●6月および7月は防災フェア開催のため、各会場にて相談を行います。

環境経営認証の取得にかかると費用を助成します!

事業活動による環境負荷の削減に取り組むなどの環境に配慮した経営の促進を図るため、環境経営認証を新規に取得した事業者の方を対象に、審査および認証・登録に要した費用を助成します。

平成25年4月1日以降に、次のいずれかの環境経営認証(別表2参照)を取得した事業所を区内に有する中小企業など

◎建物の耐震診断や耐震性を向上させる補強工事などへ

「区から頼まれて建物の調査に来た」などと、あたかも役所や公的機関と関係あるかのように装い、戸別訪問する悪質な業者がいます。被害に

遭わないように、まず区役所にお問合せください。
※問合せ先
建築課構造係
☎(3546)5459

別表1 建築物耐震補強等助成制度一覧

項目		助成金の限度額など
木造建築物	住宅	簡易耐震診断 ・無料(区職員が実施します) ◎申込みのないお宅に区の職員が伺うことはありません。
		耐震診断・補強計画 ・診断費用の全額(限度額なし)
	耐震補強工事 ・工事費用の1/2(限度額 300万円) ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 300万円)	
	簡易補強工事(一部屋補強等) ・工事費用の1/2(限度額 150万円) ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 150万円)	
業務商業建築物	耐震診断・補強計画 ・診断費用の2/3(限度額 50万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)	
一般	住宅	耐震診断 ・診断費用の全額(限度額 50万円)
		補強設計 ・設計費用の全額(限度額 50万円)
		耐震補強工事 ・工事費用の1/2(限度額 300万円) ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 300万円)
	業務商業建築物	耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 50万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)
		耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 200万円) (管理組合が申請者であることなど)
		補強設計 ・設計費用の2/3(限度額 200万円) (管理組合が申請者であることなど)
	分譲マンション	耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 3,000万円) (管理組合が申請者であることなど)
		耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 200万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)
		補強設計 ・設計費用の2/3(限度額 100万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)
	賃貸マンション	耐震診断 ・診断費用の1/2(限度額 1,500万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)
		耐震診断 ・診断費用の全額(限度額 100万円)
		補強設計 ・設計費用の全額(限度額 50万円)
住宅	耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 300万円) ・高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 300万円)	
	耐震診断 ・診断費用の全額(限度額 100万円)	
	補強設計 ・設計費用の全額(限度額 50万円)	
業務商業建築物	耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 100万円)	
	耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 400万円) (管理組合が申請者であることなど)	
	補強設計 ・設計費用の2/3(限度額 200万円) (管理組合が申請者であることなど)	
分譲マンション	耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 3,000万円) (管理組合が申請者であることなど)	
	耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 200万円)	
	補強設計 ・設計費用の2/3(限度額 100万円)	
賃貸マンション	耐震診断 ・診断費用の2/3(限度額 200万円)	
	補強設計 ・設計費用の2/3(限度額 100万円)	
	耐震補強工事 ・工事費用の2/3(限度額 1,500万円)	

◎助成の対象となるのは、原則として昭和56年以前に建築された建築物です。
◎特定緊急輸送道路沿道建築物の助成制度については区にお問合せください。

別表2 対象となる環境経営認証

制度名	概要
エコアクション21	環境省が中小規模事業者の効率的・効率的な環境の取り組みを促進するために策定した環境経営システム
エコステージ	経営管理システムに「環境」の視点を導入した、経営とリンクした環境マネジメントシステム
ISO14001	組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に定められた、環境マネジメントシステムの国際規格
グリーンプリンティング	印刷サービスグリーン基準を達成した印刷事業所を認定する制度
グリーン経営認証	グリーン経営推進マニュアルに基づく取り組みを行う運送業者を認証する制度

若年期からの生活習慣病 予防事業のご案内

区では、別表3のとおり若年期からの生活習慣病予防事業を実施しています。

産後の母親の健康保持やご家族の健康づくりのため、1歳未満のお子さんの母親を対象に、健康教育と健康診断を併せて行う「ママの健康チェック」を実施しています。

生涯にわたり健康な生活を送るため、30歳と35歳の方を対象として、生活習慣病予防の健康教育と健康診断を併せて行う「30・35(サンマル・サンGO!)健康チェック」を実施しています。

対象の方は、個別に通知を送付します(別表4参照)。

☎(3546)5406

別表3 健康チェックの概要

	30・35健康チェック(サンマル・サンGO!健康チェック)	ママの健康チェック
実施日	5月28日(火)、6月28日(金)、7月23日(火)、9月27日(金)、10月22日(火)、11月22日(金)、平成26年1月28日(火)、2月28日(金)、3月25日(火) ◎30・35健康チェックは対象により実施時期が異なります。	
時間	受付時間 午前8時45分～9時15分 (所要時間は2時間30分程度)	受付時間 午後1時15分～1時45分 (所要時間は2時間30分程度)
会場	中央区保健所	
対象	別表4のとおり	生後4カ月から1歳未満のお子さんの母親(1年以内に健診を受けた方を除く)
内容	健康教育(食生活、お口の健康、心の健康、運動の実技)	健康教育(食生活、お口の健康、更年期、運動の実技)
定員	45名(先着順)	35名(先着順)
託児費用	託児付(定員あり・予約制)	検査時のみ託児付(予約制)
費用	無料	1,000円
申込方法	実施日の1週間前までに電話で申込み。 ◎30・35健康チェック(前期)は4月22日(月)から予約受付開始	

別表4 30・35健康チェックの対象者と通知・実施時期

通知時期	35歳の対象者	30歳の対象者	実施時期
前期	昭和52年4月1日～9月30日生	昭和57年4月1日～9月30日生	5月から10月の実施日
後期	昭和52年10月1日～昭和53年3月31日生	昭和57年10月1日～昭和58年3月31日生	10月から3月の実施日

介護職員初任者研修の受講費用を助成します

区内の介護事業所などでの介護人材の養成と確保のため、介護職員初任者研修の受講費用を助成します。

なお、平成25年度に限り、経過措置としてホームヘルパー養成研修2級課程についても助成対象とします。

対象
次の要件を全て満たす方
・区内在住者
・介護職員初任者研修(またはホームヘルパー養成研修2級課程を修了した方)
・介護業務に従事する希望のある方

助成額
受講費用(講習費・テキスト代)のうち、自己負担している額(上限5万円)

申請期間
申請書など、詳しくはお問合せください。
☎(3546)5642

資格取得日(修了証の発行日)から3カ月以内
申請方法
研修修了後、次の書類などを区役所4階介護保険課へ持参する。
・受講費用の領収書
・修了証明書
・教育訓練給付金または母子家庭自立支援給付金の交付決定通知書(受給対象者のみ)
・助成金の振込先口座申請者本人名義のもの(が確認できるもの)
・印鑑(スタンプ印は不可)
◎申請書など、詳しくはお問合せください。
※申請(問合せ)先
介護保険課介護支援係
☎(3546)5642